

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	職員課	整理番号	1-1
許認可等の種類	恩給法に基づく恩給・扶助料の裁定			
根拠法令条例等・条項	恩給法(大正12年法律第48号)			
許認可等の概要	<p>昭和37年11月30日以前に一定の年数以上文官等として在職し退職した場合、恩給が支給される。</p> <p>恩給受給者の死亡の際、遺族で要件を満たしている者に、扶助料が支給される。</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】「恩給法関係例規判例集」(総務省人事・恩給局編)</p> <p>支給要件については、別紙参照</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	恩給の裁定 1.5月間 扶助料の裁定 20日間			
期間の制定根拠	平成27年7月8日付総政恩企第98号「恩給等請求に係る標準処理期間について(通知)」			

1 本人に対する給付

(1) 普通恩給

別種	支給要件	基本条文						
一般文官	<p>一般文官として最短恩給年限以上の在職年を有する者が退職したときに支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最短恩給年限           <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>文官 教育職員 待遇職員</td> <td>…… 17年(15年)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察監獄職員</td> <td>…… 12年(10年)</td> </tr> </table> </li> </ul> <p>(注) ( )内は昭和8年9月30日以前の退職者</p>	}	文官 教育職員 待遇職員	…… 17年(15年)		警察監獄職員	…… 12年(10年)	<p>【文官】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>恩給法第20条、第60条</li> </ul> <p>【教育職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和26年法律第87号による改正前の恩給法第22条、第62条</li> </ul> <p>【待遇職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和26年法律第87号による改正前の恩給法第24条、第64条</li> </ul> <p>【警察監獄職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>恩給法第23条、第63条</li> </ul>
}	文官 教育職員 待遇職員	…… 17年(15年)						
	警察監獄職員	…… 12年(10年)						

(2) 傷病恩給

別種	支給要件	基本条文
増加恩給	<p>公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者に支給（在職年に関係なく、必ず普通恩給を併給）</p> <p>【障害の程度】 特別項症 第1項症～第7項症</p>	<p>【第6項症以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>恩給法第46条</li> <li>障害の程度は、恩給法第49条ノ2及び別表第1号表ノ2</li> </ul> <p>【第7項症】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和28年法律第155号附則第3条</li> <li>昭和28年法律第155号附則第22条</li> <li>障害の程度は、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症</li> </ul>
傷病年金	<p>公務に起因する傷病により、比較的軽度の障害を有する者に支給</p> <p>【障害の程度】 第1款症～第4款症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和28年法律第155号による改正前の恩給法第46条ノ2</li> <li>昭和28年法律第155号附則第3条</li> <li>昭和28年法律第155号附則第22条</li> <li>障害の程度は、恩給法別表第1号表ノ3の第2款症～第5款症</li> </ul>

2 遺族に対する給付

種別	支給要件	基本条文
普通扶助料	<p>普通恩給受給者が死亡したとき、その遺族に支給</p> <p>【遺族】</p> <p>①配偶者 ②未成年の子 ③父母 ④成年の子（重度障害） ⑤祖父母</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>恩給法第72条及び第73条</li> </ul>
公務関係扶助料	<p>公務傷病により死亡したとき、その遺族に支給</p>	
増加非公死扶助料	<p>増加恩給受給者が公務以外の事由により死亡したとき、その遺族に支給</p>	
傷病者遺族特別年金	<p>傷病年金受給者が公務以外の事由により死亡したとき、その遺族に支給</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和51年法律第51号附則第15条</li> </ul>